

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪府、吹田市、寝屋川市

## 2 構造改革特別区域の名称

大阪元気コミュニティ創造特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

吹田市の全域、寝屋川市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### 【公民協働のポテンシャル】

大阪の地域社会には、古くから公民の協働により成り立ってきたという歴史がある。

例えば、古くは、浪速の八百八橋のほとんどが町民自前の「町橋」であったことに加え、近年においても、昭和初期の大坂城復興は市民からの寄付金のみで賄われたことなど、社会基盤整備においては、民の力に負うところに大きいものがあった。地域住民の生活を見守る要である民生委員・児童委員制度も、大正7（1918）年に「方面委員制度」という公民の協働による制度として大阪で生まれたものであり、さらに、大阪府の拠出金と府民の寄附金による「福祉基金」も全国に先駆け、大阪府独自の制度として創設されたものである。

今なお、大阪の地域社会では、住民やボランティア・NPOなどの取組みを中心的に、互いに助け合い、支え合う活動が活発に展開されてきており、新たな民の力が生まれてきている。

このように、大阪には、公民の協働により成り立ってきた地域社会の歴史とポテンシャルがある。

### 【元気コミュニティの創造へ向けて】

このポテンシャルをさらに高め、元気コミュニティの創造へとつなげていくため、大阪府では平成15年度から、「①コミュニティ活動に対するコンサルテ

ーション、②コミュニティ活動の担い手の育成、③コミュニティ活動を行う者同士のネットワーク形成、④コミュニティ活動のファンドレイジング」の4つの観点からコミュニティ活動を支援する「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を、提案公募で選定したプロジェクトの運営主体である「おおさか元気ネットワーク（事務局：（特活）寝屋川あいの会）との協働のもと実施している。

平成16年度からは、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」の一環として、元気コミュニティ創造にとって不可欠な「地域の住民一人ひとりが地域の課題に主体的に向き合う「つながり」」を構築していく上で、極めて有効な手段である「地域通貨」について、それぞれの地域固有の課題を解決するために特徴ある多様なスタイルの地域通貨の取組みが府内に広がるよう、「「地域通貨で行う人・地域のつながりづくり」提案公募事業」を実施している。府内で地域通貨に関する活動をすでに行っているか、これから行おうとする者から、地域通貨モデルの提案を受け、6団体に対して活動に係る経費の助成と併せ、社会起業家育成支援プロジェクトの運営主体によるコンサルテーション等を行っている。

なお、今回の特別区域計画は、これら「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」の実践的な活動を踏まえた、おおさか元気ネットワークと大阪府の協働で行った特区提案をもとにしたものである。

#### 【参考】おおさか元気ネットワークメンバー（一覧）（平成16年4月1日現在）

団体・グループ名	所在地	主な活動領域
（特活）寝屋川あいの会	寝屋川市	まちづくり、地域通貨
（特活）あとからゆっくり	大東市	障害（児）者支援
釜ヶ崎のまち再生フォーラム	大阪市	まちづくり、地域通貨
（特活）宝塚NPOセンター	宝塚市	まちづくり、地域通貨
（特活）寝屋川市民たすけあいの会	寝屋川市	障害（児）者支援
（特活）フェリスモンテ	大阪市	高齢者支援
（特活）友、友	吹田市	高齢者支援、地域通貨

ワーク2企画	大阪市	コンサルタント、人材育成
(特活) ワークレッシュ	大阪狭山市	子ども・子育て支援
(社福) 大阪府社会福祉協議会	大阪市	社会福祉全般
(社福) 大阪府総合福祉協会	大阪市	社会福祉全般
(財) 大阪府地域福祉推進財団	大阪市	社会福祉全般

## 5 構造改革特別区域計画の意義

地域通貨には、金銭ではやりとりのしにくい、「見守り」や「声かけ」といったコミュニティには欠かせない活動などに対して、目に見える形で「ありがとう」の気持ちを伝え、やりとりする機能がある。こうした地域通貨を通じたやり取りが地域内で活発化することにより、住民のコミュニティ活動への参加のきっかけや、住民同士のふれあう機会が増え、地域の課題を地域で解決していくというコミュニケーションのポテンシャルをさらに高めることにつながるものである。

また、地域通貨は、発行主体となる団体以外のNPOや地域の商店街、福祉団体、地域住民と連携することにより、発行主体以外の連携機関等の提供する商品や役務入手あるいは利用するための対価とすることができるものであり、このような地域における連携から生まれる「つながり」こそが、最大のメリットである。この点、人や地域のつながりの喪失が原因といわれている、虐待やDV、ひきこもりといった新たな地域課題を解決していくための基盤をつくっていく上で、非常に効果のある取組みである。

一方、前払式証票の規制等に関する法律においては、地域通貨の有効期限が6か月を超える場合には、基本財産1,000万円以上を有しなければ、発行することが出来ないこととされている。また、有効期限を6か月未満とした場合には、少なくとも年2回、有効期限を明記した地域通貨を発行し直す必要があるため、その都度の印刷にかかる費用等の負担が大きくなってしまい、いずれの場合でも、財産基盤の脆弱なNPO等が発行主体となるには、大きな壁となる。

この構造改革特別区域計画を推進することによって、NPO法人が地域通貨の発行主体として参入する途がさらに拡がることとなり、コミュニティにおける活

動のやり取りだけではなく、コミュニティ活動を支援するためのツールとしての地域通貨の活用も期待できるなど、今後、N P O 法人による地域通貨の取組みがさらに活発化し、元気コミュニティを創造する基盤が大阪に整うこととなる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (地域通貨に関すること以外については、大阪元気コミュニティ創造サポート計画 (以下、「地域再生計画」という。) に同じ)

高度経済成長期に多くの人口が流入した大阪では、急速な都市化の進展や少子高齢化に伴い、地域コミュニティの弱体化が生じた。このことは、長引く景気低迷の影響と併せ、様々な地域課題を生み出す要因となっている。例えば、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭といった世帯の増加、野宿生活を余儀なくされている人の増加、若者による軽犯罪、D V 被害に苦しむ女性や家族から虐待を受けている子どもの増加などである。【別紙参照】

こうした課題を解決し、大阪の地域力を高めていくためには、これまでのよう に、地域課題の解決に行政が中心となって対応するのではなく、公民の協働で地域社会を支えてきた大阪の強みを活かし、地域の一人ひとりが課題に向き合い、それぞれが顔の見える関係の中で、主体的に行動を起こすことによって、地域のつながりを再構築し、生きがいや雇用の創出にもつながるコミュニティ活動を支援することにより、多様なサービス主体が創意と工夫を凝らしてきめ細かく対応できるようにする「住民主導の地域再生」を進めていくことが不可欠である。

地域の住民が主体となったコミュニティ活動を、地域の身近な自治体や企業などがサポートし、「好循環（win-win の関係）が生み出される地域」を大阪府内のすみずみに行き渡らせることにより、一人ひとりが安全に安心して暮らすことができ、元気であふれる大阪の再生を推進していく。

そのため、次の体系に沿って施策を推進する。

#### ① コミュニティ活動のプレイヤー（担い手・支え手）の確保

コミュニティ活動の担い手や技術面、資金面など様々な面からの支え手の確保、育成を進める。

#### ② コミュニティ活動を支える拠点づくり

公民館、集会所、学校、商店街など、地域の公共的スペースについて、

コミュニティ活動の支援拠点等として有効活用を進め、地域の再活性化を図る。

有効活用を図る地域の公共的スペースについては、確保できた箇所から逐次、本計画に位置づけていき、拠点の拡大を図っていく。

これにより、平成20年度に概ね府内市町村に1拠点は設置されるよう促進する。

### ③ コミュニティ活動の領域の拡大

活動領域の拡大を図り、様々なニーズに対応する「厚み」のあるサービスの創出につなげる。

### ④ 地域通貨の取組みの促進

本計画の適用を受けて地域に根付き、信頼される活動を展開する地域通貨の取組み団体の確保をさらに進めていく。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

### (一部を除き、地域再生計画に同じ。)

地域通貨の発行を通じて、コミュニティ活動の活性化等が図られることにより、次の効果が期待できる。

#### (1) コミュニティ活動の担い手の創出

**1万9千人（平成16年） → 2万6千人（平成20年）**

NPOなど様々なコミュニティ活動のスタッフは、現時点で約1万9千人と推定される。今後、コミュニティ活動に対するきめ細かなサポートを進めていくことで、計画期間の5年間で、新たに約7千人のコミュニティ活動で活躍する人々の創出を図ることが可能となる。（経済産業省「産業構造審議会NPO部会中間とりまとめ『新しい公益』の実現に向けて」をもとに算出）。

#### (2) コミュニティ活動の経済規模の拡大

**892.9億円（平成16年）→1237.4億円（平成20年）**

NPOなどによるコミュニティ活動の経済規模は、需要の拡大や活動サービス向上が図られることにより、計画期間の5年間で、約344.5億円の拡大が図られる。（経済産業省「産業構造審議会NPO部会中間とりまとめ『新しい公益』の実現に向けて」をもとに算出）。

### (3) 地域通貨で行う人・地域のつながりづくり

【通貨発行額】 1,345 千円（平成 16 年） → 10,380 千円（平成 20 年）

【支えあう人】 1,130 人（平成 16 年） → 8,160 人（平成 20 年）

本構造改革特別区域において地域通貨の流通を広げることにより、地域通貨を媒介として、地域における人と人とのつながりづくりや、地域経済の活性化など、地域の課題を地域の住民等が主体的に解決できる地域福祉力の向上を図る。

### (4) 地域に根ざした「厚みのある」活動の展開

見えにくい地域の課題を掘り起こし、それをニーズとして捉え、その解決手法をサービスとして展開していくといった、住民主導のコミュニティ活動を広めていくことによって、地域に根ざした利用者本位の「厚み」のあるサービスの提供創出が図られることにより、安心・安全の地域社会づくりを推進する。

#### 【大阪で展開される「厚み」のあるサービスの具体例】

##### オラシオン～「地域の健康づくり拠点、健康レストラン味菜（あじさい）」

アルコール依存症や糖尿病等の慢性疾患を持ち、食事に特別な配慮のいる人や一人暮らしの人が、夕飯時に栄養バランスの取れる食事を提供するレストランを営業する。医療機関で生活相談をしていたスタッフや栄養士らが中心となり、安心して食事を取れる場所を提供。障害者の就労促進のための職業訓練事業所として積極的な受け入れをする。

##### ビッグイシュー日本～「本場英国の「ビッグイシュー」の日本版」

ホームレスの人の仕事を提供する事業として、雑誌『ビッグイシュー日本版』を制作し、ホームレスの人が雑誌の販売者となって街頭販売し、売り上げの 55% を彼らの収入とする。創刊から 3 号は約月 1 回、4 号から月 2 回 5 万部、販売者は当初 150～200 人を想定。月 400 部売ると、一ヶ月の簡易宿泊代を賄え、ホームレスの人の自立への第一歩となる。平成 15 年 9 月創刊。

##### 豊中インキュベーションセンターMOMO

駅前に再開発ビルへの公民館・図書館の移転に伴う旧公民館施設を、民間の中間支援組織と市の協働で、介護や教育、安全な食など地域に根ざし

たコミュニティ・ビジネスのインキュベート施設として再生。起業に必要なノウハウの提供、事業相談、チャレンジショップやマーケットづくりの支援、メンター制度の確立、パソコン指導、商品開発さらには人材紹介を含めたサポート拠点となっている。

### **八尾市自治振興委員会「一戸一灯運動」**

住民が力をあわせて明るいまちをつくり、夜間の街頭犯罪をなくすため、八尾市住民で組織する同委員会（加入世帯数約9万3千世帯、市内全世帯の85%）では、各家庭の門灯や玄関灯を朝まで点灯する「一戸一灯運動」を市内全域で進めている。

八尾市内での街頭犯罪発生件数は、実施前年に比べ、764件（約14%）減少している。

### **（5）サステイナブル・コミュニティ（課題解決を自ら行うコミュニティ）の創出**

住民主導のコミュニティ活動に対する支援を通じて、民の「行動する力」と「支援する力」を引き出すことにより、次のような、課題解決サイクルに立脚したサステイナブル・コミュニティの創出を図ることができる。

- ①社会の目や手の行き届きにくい地域課題の解決手法を地域住民等が掘り起こし
- ②地域住民等が主体となったコミュニティ活動を継続的に展開できるよう、地域の行政や企業等がそれぞれの資源を持ち寄り、側面支援
- ③コミュニティ活動によって、地域課題という「弱み」が、課題に対応するための「厚み」のあるサービスという「強み」に転換

### **（6）「地域発、大阪の元気」（新しいコミュニティのあり方）を全国に発信**

「強み」を持った地域を一つひとつ積み上げていくことにより、「地域発、大阪の元気」を創出し、新しいコミュニティのあり方を全国に発信できる。

## **8 特定事業の名称**

- ・ 営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業

## **9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に 関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と**

## 認める事項

### (1) 大阪府社会起業家育成支援プロジェクト

#### 1. 事業目的

このプロジェクトは、平成15（2003）年から2年間、中間支援組織に対して、モデル的に支援を行うことによって、社会起業家やコミュニティ・ビジネス（C B）といった地域福祉課題の解決に取組む方々へのサポートのあり方を把握、検証し、その成果を踏まえて、本格的な社会起業家育成支援の施策の展開へとつなげていくもの。

プロジェクトの運営主体については、「民の力を最大限に引き出す」という観点から、提案公募によることとし、大阪府社会起業家委員会の審査の結果、（特活）寝屋川あいの会が選定された。

#### 2. 事業概要

##### ①社会起業家育成支援モデル事業

###### ・現場の目線からの技術的サポート

「どうしたらもっとグループの連携が上手くいくのか」、「もっといいPR方法はないか」、「もっといいサービスを提供したい」といった社会起業家の相談に現場の目線で対応。

###### ・資金（社会起業家ファンド）へのつなぎ

技術的なサポートを行う中で見出されたキラリと光る社会起業家等に事業のステップアップのための資金へのつなぎを実施。

##### ②社会起業家ナレッジバンク事業

府内外で先駆的な活動を行う社会起業家と連携して対応（おおさか元気ネットワーク「**OGN**」）を設置。

**OGN**には、①起業支援、まちづくり、人材養成、障害者福祉、高齢者介護、子育て、ホームレス支援など各方面にわたる代表的な社会起業家等が参画している。

この他にも企業OBなどに社会起業家の現場特性などを研修した上で、社会起業家等の求めに応じて適切な者を現場に派遣する「社会起業家パートナーズ」を実施。

### (2) 「地域通貨で行う人・地域のつながりづくり」提案公募事業

## 1. 事業目的

地域再生の鍵を握る「地域の福祉力」—地域の様々な取組みが組み合わされ、継続されることによって、地域の課題を自ら発見し、自ら解決する力—の原動力として期待される地域通貨の実践的な取組みをサポート。

具体的には、地域における助け合いのためのサービスや行為を得る手段として、地域住民が名称を決めて、独自の紙券などを発行し、サービスや物の価値を自由に決めて、交換・循環させるシステムである「地域通貨」を活用した取組みを募集し、事業化奨励金を交付。また、社会起業家育成支援プロジェクト運営主体からの側面支援も併せて実施。

## 2. 事業内容

提案公募の結果、選定されたグループに対して、以下のとおり支援。

- ・事業化奨励金として事業の立ち上げ経費の一部を助成。  
交付額 1 グループ 100 万円（経費の 2 分の 1）を限度
- ・社会起業家育成支援プロジェクトによる事業コンサルテーション、マーケティング、PR 支援等の側面支援を実施
- ・事業支援期間は、平成 16 年 8 月 1 日～平成 17 年 2 月 28 日。

(参考) 大阪府社会起業家委員会委員一覧

職氏名		分野	備考
石井 布紀子	(有)コラボねっと代表取締役	起業家	
岡本 仁宏	(NPO) 福祉を拓く会理事長 関西学院大学法学部教授	起業家	
片岡 勝	市民バンク代表 (株) プレス・オールタナティブ代表取締役	起業家	
関川 芳孝	大阪府立大学社会福祉学部教授	社会福祉	
釣島 平三郎	元ミノルタ(株)CRM部専任部長 太成学院大学経営情報学部教授	経営	
法橋 聰	近畿労働金庫営業推進部 地域共生課課長	金融	

牧里 毎治	関西学院大学社会学部教授	社会福祉	委員長
森 綾子	(NPO) 宝塚NPOセンター 事務局長	起業家	委員長 代理

**(3) 大阪元気コミュニティ創造サポート計画（大阪府地域再生計画）  
～地域の住民が主体となったコミュニティ活動を支援～**

〈申請主体〉 大阪府、高槻市(※)●

〈取組み期間〉 平成 16 年度～平成 20 年度

〈計画の内容〉

・ コミュニティ・サービス事業の活性化支援【全国規模措置：総務省】

　　コミュニケーション・サービス事業の活性化のため、コンサルティング事業、講習会、モデル事業支援などを行う。

・ 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携【地域再生：金融庁】

　　「コミュニケーション活動見本市」を開催することにより、地域住民等の投資に関する知識の普及を促進し、寄附・投資意欲の活性化を図る。

・ コミュニティ・ファンドの形成支援【全国規模措置：総務省】

　　地域の再生に貢献する活動を地域の住民や企業等が資金面から支える仕組の構築を促進するため、コミュニケーション・ファンド制度の周知を図る。

・ 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化【地域再生：文部科学省】

　　高槻市内（※）の小学校の余裕教室を有効活用し地域課題の解決に向けた住民主導の活動の拠点として無償で貸し付ける。

※ 今回は、高槻市立の小学校余裕教室の転用が内容となっているため、高槻市と共同申請したもの。今後、府や他市町村の施設で転用可能なものがあれば、適宜、追加していくこととしている。

・ コミュニティバス、乗合タクシーの許可基準の弾力化【全国規模措置：国土交通省】

　　子どもや子育て中の親を対象に会員限定のコミュニケーションバス型の移送サービスなど、地域の特性や課題に応じたサービスの展開を図る。

## 大阪の地域福祉課題（参考）

## 【 高齢単身者 】

	高齢単身者数	高齢単身者率
大阪府（大阪市含む）	255,107人	2.9%
全 国	3,032,140人	2.4%

資料：「平成12年国勢調査報告書」

## 【 ホームレス 】

■ 大阪市内のホームレス数 6,603人（平成15年2月全国調査）
■ 大阪市外のホームレス数 1,154人（平成15年2月全国調査）

## 【 生活保護 】

	保護率（平成14年度）※
大阪府（大阪市含む）	19.3%
全 国	9.8%

資料：府健康福祉部社会問題課調べ・厚生労働省報告例

※ 1‰ = 0.1%

## 【 失業率 】

	完全失業率
大阪府（大阪市含む）	5.8%
全 国	4.9%

資料：「労働力調査地方集計結果 平成16年7~9月平均」

## 【 児童虐待 】

	児童虐待相談処理件数（平成14年度）	人口1,000人あたり相談処理件数
大阪府（大阪市除く）	2,488件	0.40件
全 国	23,738件	0.19件

資料：府子ども家庭センター「大阪子ども家庭白書（平成15年版）」

## 【 児童扶養手当 】

	受給者数	人口1,000人あたり受給者数
大阪府（大阪市含む）	77,542人	8.8人
全 国	822,958人	6.5人

資料：厚生労働省報告例（平成15年3月末）

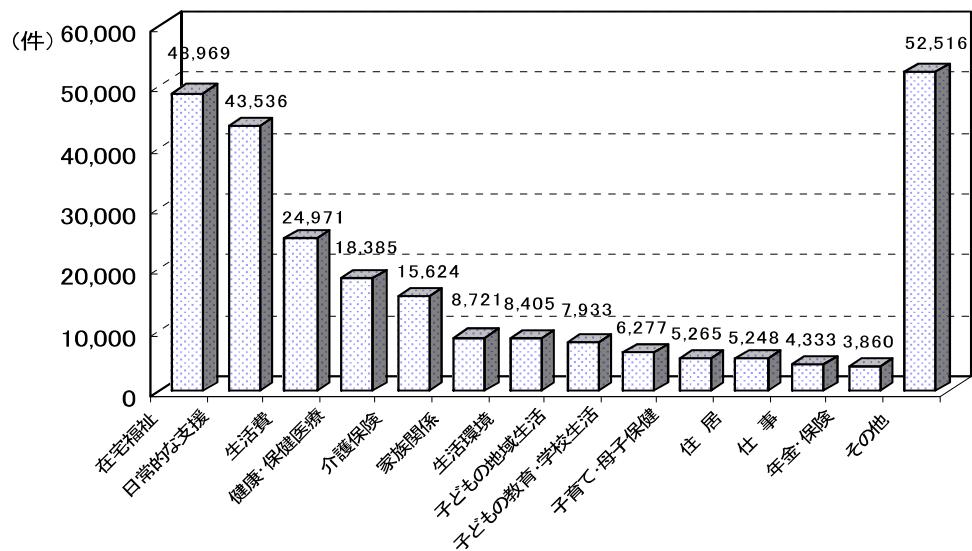
## 【 ドメスティック・バイオレンス 】

	ドメスティック・バイオレンス相談件数	人口1,000人あたり相談件数
大阪府（大阪市含む）	3,795件	0.43件
全 国	39,123件	0.31件

資料：内閣府調べ（平成15年4月～16年4月）

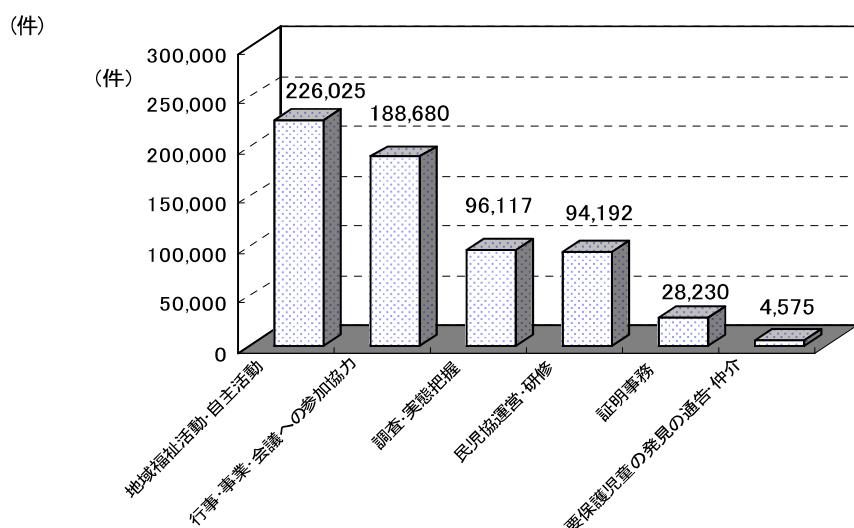
## 【 民生委員・児童委員活動の状況 】

内容別相談・支援件数：平成 14 年度（大阪市、堺市除く）



資料：平成 14 年度福祉行政業務報告例

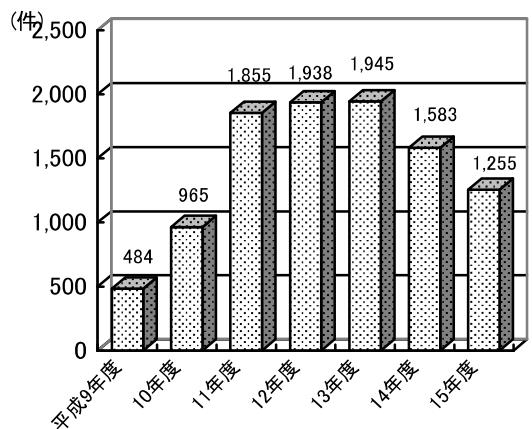
その他の活動件数：平成 14 年度（大阪市、堺市除く）



資料：平成 14 年度福祉行政業務報告例

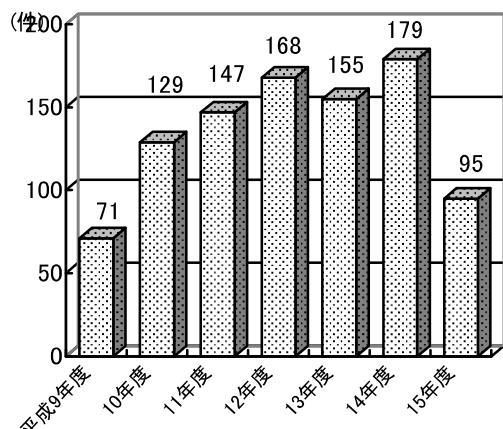
【 大阪後見支援センターの活動状況 】

電話相談：件数



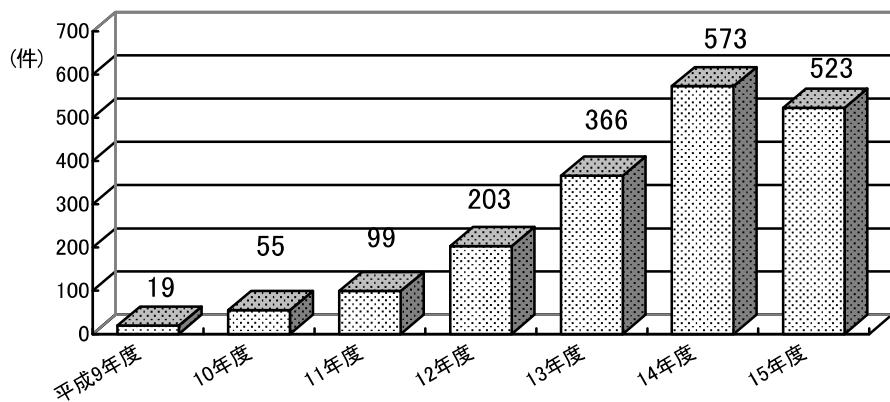
資料：大阪後見支援センター調べ

専門相談：件数



資料：大阪後見支援センター調べ

地域福祉権利擁護事業：府内市町村社会福祉協議会等における契約結約件数



資料：大阪後見支援センター調べ

## 別紙

### 1 特定事業の名称

302 営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(特活) 友、友 (所在地：吹田市)

(特活) 地域通貨ねやがわ (所在地：寝屋川市)

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

### 4 特定事業の内容

#### (1) 「(特活) 友、友」の事業の内容について

(事業主体)

(特活) 友、友

(事業区域)

吹田市

(事業概要)

日本で初の試みであるニュータウンもオールドタウンとなり、この地の活性化が全国的にも注目されている。このエリアで地域通貨「いっぽ」が循環することにより、日々のボラン

ティア活動に新たな歓びと夢をつなぎ、ボランティア人口を増加させ市民活動が広がる事を目指す。また、ボランティア活動の対価である「いっぽ」が商店街、事業所、公共施設などを循環するシステムを整えていくことで、エリア内の経済活動の活性化も図られる。

千里の道も「いっぽ」から。地域通貨「いっぽ」を千里ニュータウンから発信し、地域福祉力の向上と安心して住み続けられる街づくりを創造する。

#### (特記事項)

##### ① 「友、友」の財務内容の健全性が確保されていること及び将来においても確保される見込みであること並びにそれらの理由（別添1-①参照）

- ・支出面では、ボランタリーなスタッフ等を中心とした管理運営体制をとっているため、固定経費が最小限に押さえられており（16年度：49.8万円、17年度：31.8万円（16年度は、立上げ期に当たるため、コスト高となっている。））、総支出は16年度：119.5万円、17年度：58.7万円を見込んでいる。
- ・一方、収入面では、管理運営のためのコストについて、協力団体から運営費（17年度：5万円）を徴収するとともに、「友、友」や「友、友」の会員からの寄付を計画的に集めることとされており（16年度：60万円、17年度：45万円）、総収入は16年度：119.5万円、17年度：58.7万円を見込んでいる。
- ・また、「友、友」が他に運営する介護関連の事業についても、15年度150万円近い利益が計上されており、安定的であるため、地域通貨の発行を行う事業へのマイナス影響はないものと考える。
- ・その結果、将来にわたって、収入・支出の均衡がとれることを見込んでおり、適切な財務内容の健全性が確保されるものと判断される。

##### ② 「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について安全かつ確実な管理方法及び当該管理方法が安全かつ確実なものであると考えられる理由（別添1-②）

- ・「友、友」においては、「地域通貨「いっぽ」運用規則」に基づいて、次のとおり「地域通貨」の発行等を行うこととしている。
- ・「地域通貨」の発行の際、「ボランティア会員」又は「協力団体会員」は、「友、友」に会費を支払う。このとき、会員が支払った会費と同額見合いの「地域通貨」が、当該会員に対して発行される。（会員間でボランティア等のやり取りで「地域通貨」を

使用する場合を除く。)

- ・「地域通貨」の発行によって、当該会員から受け取った会費全額について、地域通貨利用者の保護を図るための発行見合い資金として速やかに預け入れることとし、その旨の契約を金融機関と締結し、専用口座で管理することとしている。さらに、未使用残高が、1,000万円を超えた場合には、当該未使用残高の全額について、前払式証票の規制等に関する法律（以下、「前払式証票法」という。）の規定に基づく保全契約を金融機関と締結する。
- ・「協力団体会員」である商店街からの実費弁償（換金）の請求に対する対応など日常の活動に伴う発行額見合いの現金の管理については、①「協力団体会員」から「友、友」に対して、実費弁償の申請を行う。②「友、友」において、申請内容の審査を行い、その内容が適正であれば、「友、友」の指定する担当者が、金融機関に実費弁償の申請を行う。③金融機関において、さらに申請内容の審査を行い、その内容が適正であることを確認した上で、実費弁償を行う、という仕組みとなっている。
- ・なお、会計上の発行額見合いの現金の扱いについては、「友、友」に特別会計を設置して管理するとともに、常にその財務内容を公開することとしている。
- ・以上のことから、「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について、安全かつ確実な管理方法の確保が図られているものと判断される。

### ③ 発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するための地方公共団体の体制整備に関する事項

- ・担当部署を、大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課及び吹田市市民文化部市民協働ふれあい室とする。
- ・実施状況等の把握にあたっては、様式（別添3参照）により、年2回（4月、9月）、報告を微取するとともに、必要に応じて現地調査を行うこととする。

### ④ 「地域通貨」の所有者からの相談、苦情の解決を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項

- ・担当部署を、大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課及び吹田市市民文化部市民協働ふれあい室とする。
- ・但し、発行体を一次的な相談・苦情窓口とし、発行体と相談・苦情申立人の当事者間

で解決することができないものについて、大阪府が解決に当ることとする。

#### ⑤「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合における対応を行うための 地方公共団体の体制整備に関する事項

- ・大阪府及び吹田市公報等により「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなつた旨周知するものとする。
- ・また、「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった際に、未使用残高が、1,000万円を超えている場合においては、発行保証金の還付を前払式証票法の規定に基づいて行うこととし、未使用残高が、1,000万円以下の場合は、前払式証票法の規定に準じて、吹田市市民文化部市民協働ふれあい室が、発行見合い資金の還付手続きを行うものとする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

【「友、友」が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること（別添4参照）】

- ・「友、友」は、地域再生の鍵を握る「地域の福祉力—地域の様々な取組みが組み合わされ、継続されることによって、地域の課題を自ら発見し、自ら解決する力」—の向上を、地域通貨によって図ることを目的とした「「地域通貨で行う地域・人のつながりづくり」提案公募事業」において、大阪府社会起業家委員会による審査の結果、当該事業の支援対象として選定された団体である。
- ・特に、審査において、「①地域通貨に関する取組みを実施する目的、②地域通貨を循環させる仕組み、③地域通貨を推進していく体制（事務局体制・協力団体など）」といった選考基準について、高い評価を得ている。
- ・実際に、高齢者の生活支援を行う「友、友」のボランティアを「地域通貨いっぽ会」のボランティア会員として位置付け、「友、友」がボランティア・コーディネートの事務局となって、「高齢者等の助け合いのシステム」を実施することとされており、「地域通貨」を媒介とした、地域貢献度の高い活動が展開されている。
- ・さらに、吹田市千里・山田地区の商店街が、協力団体として参画しており、「地域通貨

「いっぽ会」の会員が入手した地域通貨は、この協力団体として参画している商店等の提供する商品・サービスの対価として使用することとされている。

- ・上記4・5のことから、高い地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が図られかつ購入者保護のための所要の措置が講じられるものであるため、N P O 法人「友、友」については、前払式証票法の事前登録要件のうち、資本要件の適用について特例措置を講ずることが、適當である。

(参考)

■ 「いっぽ」ボランティア会員・協力団体会員獲得見込み

	平成16年度 実績(見込)	17年度	18年度	19年度	20年度	備考
ボランティア 会員 (一般)	<b>30名</b>	<b>50名</b> (延100名)	<b>100名</b> (延200名)	<b>150名</b> (延300名)	<b>200名</b> (延400名)	(吹田市内の高齢者人口) 約 <b>27,500人</b>
ボランティア 会員 (友、友)	<b>70名</b>	<b>80名</b>	<b>90名</b>	<b>100名</b>	<b>110名</b>	
協力団体 会員	<b>15団体</b> (店舗)	<b>50団体</b> (店舗)	<b>100団体</b> (店舗)	<b>125団体</b> (店舗)	<b>150団体</b> (店舗)	(吹田市内の商店街数／加盟店舗数) <b>32商店街／約1,050店舗</b>
「いっぽ」 発行総額 (円)	<b>345,000</b>	<b>990,000</b>	<b>1,770,000</b>	<b>2,325,000</b>	<b>2,880,000</b>	

## (2) 「(特活) 地域通貨ねやがわ」の事業の内容について

### (事業主体)

(特活) 地域通貨ねやがわ

### (事業区域)

寝屋川市

### (事業概要)

地域通貨「げんき」を主にコミュニティ活動の対価とするために発行し、住民、地域コミュニティづくりに貢献する商店街、事業者、公共施設等において循環させることにより、「げんき」なコミュニティの創造・再生につなげる。

### (特記事項)

#### ① 「地域通貨ねやがわ」の財務内容の健全性が確保されていること及び将来においても確保される見込みであること並びにそれらの理由（別添2-①参照）

・支出面では、ボランタリーなスタッフ等を中心とした管理運営体制をとっているため、固定経費が最小限に押さえられており（16年度：60万円、17年度：30万円（16年度は、立上げ期に当たるため、コスト高となっている。））、総支出は16年度：150万円、17年度：103万円を見込んでいる。

・一方、収入面では、管理運営のためのコストについて、地域のNPOや商店街等の協力者から会費を計画的に徴収（16年度：36万円、17年度：69万円）するとともに、所要の収益事業を実施（16年度：14万円、17年度：42万円）することとされており、総収入は16年度：150万円、17年度：111万円を見込んでいる。

・その結果、将来にわたって、収入・支出の均衡がとれることを見込んでおり、適切な財務内容の健全性が確保されるものと判断される。

#### ② 「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について安全かつ確実な管理方法及び当該管理方法が安全かつ確実なものであると考えられる理由（別添2-②）

- ・「地域通貨ねやがわ」においては、「地域通貨「げんき」運用規約」に基づいて、次のとおり「地域通貨」の発行等を行うこととしている。
  - ・「地域通貨」  
の発行の際、「利用会員」は、「地域通貨ねやがわ」に会費を支払う。このとき、会員が支払った会費と同額見合いの「地域通貨」が、当該会員に対して発行される。（会員間でボランティア等のやり取りで「地域通貨」を使用する場合を除く。）
  - ・「地域通貨」の発行によって、当該会員から受け取った会費全額について、地域通貨利用者の保護を図るための発行見合い資金として速やかに預け入れることとし、その旨の契約を金融機関と締結し、専用口座で管理することとしている。さらに、未使用残高が、1,000万円を超えた場合には、当該未使用残高の全額について、前払式証票の規制等に関する法律（以下、「前払式証票法」という。）の規定に基づく保全契約を金融機関と締結する。
  - ・「地域貢献会員」である商店街からの実費弁償（換金）の請求に対する対応など日常の活動に伴う発行額見合いの現金の管理については、①「地域貢献会員」から「地域通貨ねやがわ」に対して、実費弁償の申請を行う。②「地域通貨ねやがわ」において、申請内容の審査を行い、その内容が適正であれば、「地域通貨ねやがわ」の指定する担当者が、金融機関に実費弁償の申請を行う。③金融機関において、さらに申請内容の審査を行い、その内容が適正であることを確認した上で、実費弁償を行う、という仕組みとなっている。
  - ・なお、会計上の発行額見合いの現金の扱いについては、「地域通貨ねやがわ」に特別会計を設置して管理するとともに、常にその財務内容を公開することとしている。
  - ・以上のことから、「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について、安全かつ確実な管理方法の確保が図られているものと判断される。

### ③ 発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するための地方公共団体の体制整備に関する事項

- ・担当部署を、大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課及び寝屋川市人・ふれあい部ふれあい課とする。
- ・実施状況等の把握にあたっては、様式（別添3参照）により、年2回（4月、9月）、報告を微取するとともに、必要に応じて現地調査を行うこととする。

**④ 「地域通貨」の所有者からの相談、苦情の解決を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項**

- ・担当部署を、大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課及び寝屋川市人・ふれあい部ふれあい課とする。
- ・但し、発行体を一次的な相談・苦情窓口とし、発行体と相談・苦情申立人の当事者間で解決することができないものについて、大阪府および寝屋川市が解決に当ることとする。

**⑤ 「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合における対応を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項**

- ・大阪府及び寝屋川市公報等により「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった旨、周知するものとする。
- ・また、「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった際に、未使用残高が、1,000万円を超えている場合においては、発行保証金の還付を前払式証票法の規定に基づいて行うこととし、未使用残高が、1,000万円以下の場合においては、前払式証票法の規定に準じて、寝屋川市人・ふれあい部ふれあい課が、発行見合い資金の還付手続きを行うものとする。

## 5 当該規制の特例措置の内容

【「地域通貨ねやがわ」が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること（別添4参照）】

- ・「地域通貨ねやがわ」は、地域再生の鍵を握る「地域の福祉力—地域の様々な取組みが組み合わされ、継続されることによって、地域の課題を自ら発見し、自ら解決する力」—の向上を、地域通貨によって図ることを目的とした「「地域通貨で行う地域・人のつながりづくり」提案公募事業」において、大阪府社会起業家委員会による審査の結果、当該事業の支援対象として選定された団体である。
- ・特に、審査において、「①地域通貨に関する取組みを実施する目的、②地域通貨を循環

させる仕組み、③地域通貨を推進していく体制（事務局体制・協力団体など）」といった選考基準について、高い評価を得ている。

- ・実際に、子育て支援や水辺の再生といった事業を実施するN P O等が、「活動会員」として参画しており、「地域通貨」を媒介とした、地域貢献度の高い活動が展開されている。
- ・さらに、市内の全ての商店街が、「地域貢献会員」として参画しており、「活動会員」が入手した地域通貨は、この「地域貢献会員」として参画している商店等の提供する商品・サービスの対価として使用できることとされている。
- ・上記4・5のことから、高い地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が図られかつ購入者保護のための所要の措置が講じられるものであるため、N P O法人「地域通貨ねやがわ」については、前払式証票法の事前登録要件のうち、資本要件の適用について特例措置を講ずることが、適当である。

(参考)

■ 「げんき」利用会員・活動会員・地域貢献会員獲得見込み

	平成 16 年度 実績(見込)	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	備考
利用会員	延べ <b>1,000</b> 名	延べ <b>3,000</b> 名	延べ <b>4,500</b> 名	延べ <b>6,000</b> 名	延べ <b>7,500</b> 名	(寝屋川市内の高齢者人口) 約 <b>20,000</b> 人
活動会員	<b>10</b> 団体	<b>20</b> 団体	<b>30</b> 团体	<b>40</b> 团体	<b>50</b> 团体	(寝屋川市内のN P O数) <b>120</b> 团体
地域貢献会員	<b>21</b> 商店街 (約 <b>740</b> 店舗)	(寝屋川市内の商店街／加盟店舗数) <b>21</b> 商店街／ 約 <b>740</b> 店舗				
「げんき」 発行総額 (円)	<b>1,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>4,500,000</b>	<b>6,000,000</b>	<b>7,500,000</b>	寝屋川あいの会「ありがとう券」発行実績 ⑬ : <b>300</b> 千円 ⑭ : <b>3,000</b> 千円